

2023年11月14日

各 位

株式会社クシム  
 代表取締役会長 中川 博貴  
 (コード番号 2345 : 東証スタンダード市場)  
 (お問い合わせ先) 代表取締役社長 伊藤 大介  
 電話 03-6427-7380

**第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第11回新株予約権  
 (行使要請条項付・停止要請条項付) の発行に関するお知らせ**

当社は、2023年11月14日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による株式会社クシム第11回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年11月30日
(2) 発行新株予約権数	30,000個
(3) 発行価額	新株予約権1個につき420円（総額12,600,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：3,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は176円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,000,000株であります。
(5) 資金調達額（差引手取概算額）	1,043,600,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 352円 行使価額は、割当日以降、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	東海東京証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行使期間	2023年12月1日から2025年11月28日まで
(9) その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」、別記「6. 割当予定先の選定

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>理由等（6）ロックアップ」及び別記「6．割当予定先の選定理由等（7）その他」をご参照ください。</p> <p>① 割当予定先に対して行使すべき本新株予約権の数を決定の上本新株予約権を行使すべき旨を要請することができること</p> <p>② 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること</p> <p>③ 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を買い取る</p> <p>④ 当社は、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく、当社の普通株式等の発行又は処分を行わず、証券会社による引受けを伴う売出しを行わせないこと（ロックアップ）</p> <p>⑤ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### （1）資金調達の主な目的

当社は、成長分野であるブロックチェーン技術に立脚する事業を中核とする「ブロックチェーンサービスカンパニー構想」のビジョン実現に向けて事業運営をしております。そのビジョンに基づき、事業の選択と集中、およびシナジー効果が発揮される事業へ経営資源を集中させ、「ブロックチェーンサービス」「システムエンジニアリング」「インキュベーション」の3つの事業セグメントで企業価値向上に取り組んでおります。

当社のブロックチェーンサービス事業では、2022年3月にブロックチェーン技術や暗号理論を用いたビジネス企画およびR&D、トークノミクス<sup>\*1</sup>設計と開発を実現するWeb3<sup>\*2</sup>スタートアップ企業チューリング株式会社（以下、「チューリング」といいます。）を連結子会社化しました。チューリングは、当社から資金面や経営管理面でのサポートを受け入れることでシナジーを発揮し、複数のトークン発行プロジェクトの契約獲得に至り、国内及び海外の暗号資産交換所におけるInitial Exchange Offering（イニシャル・エクスチェンジ・オファリング、以下「IEO<sup>\*3</sup>」）を支援した実績に至りました。現在も、複数の案件に対してブロックチェーン技術側面からテクニカルサポートをしております、IEOとIEO後の健全な市場形成に至るまでの総合的な支援をしております。

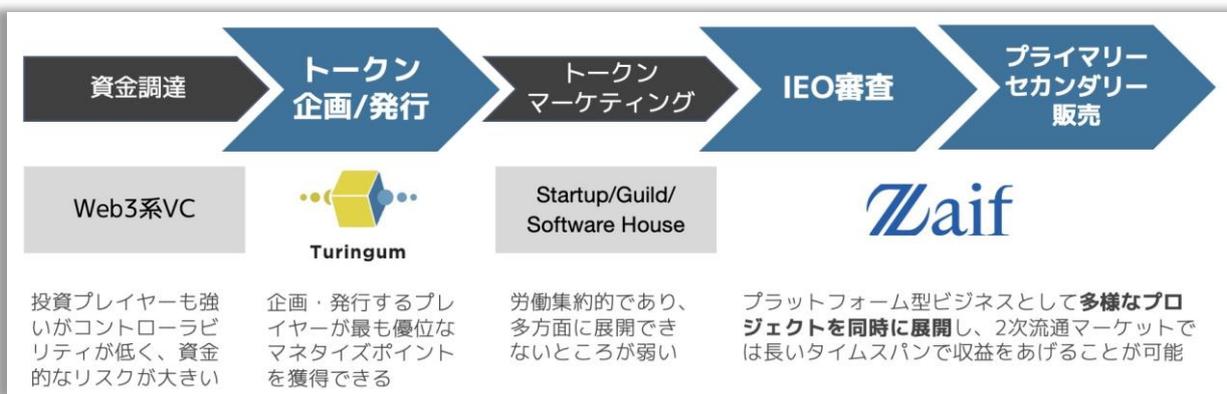
しかしながら、Web3ビジネスの外部環境は「冬の時代」と言われ、暗号資産関連のビジネスは厳しい様相を呈しており、当社グループにおいても保有暗号資産の評価減計上による影響を受けることとなりました。また、チューリングが関わるトークンエコノミクスの設計開発及びIEOコンサルティングを業務とするプロジェクトの収益化計画の一部が、当初予定されていたクライアントによるプロダクトローンチおよびトークン発行計画のリスケジュールの理由により遅延したことも影響し、2023年10月期第3四半期連結決算においては、営業損失465百万円、経常損失500百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失147百万円となりました。このような状況を踏まえ、2024年10月期を最終期とした中期経営計画の見直しが必要であると判断するに至りました。一方、岸田内閣や経済産業省を中心としたWeb3政策の推進に後押しされる形で、税制・法制面での整備や積極的な企業活動も確認されております。このような中、当社はブロックチェーンサービス事業のビジネスモデル強化の観点から、Web3ビジネスのバリューチェ

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ーンを見直すことで競争優位性を高め、より一層収益力を高めるという狙いのもと、2023年10月31日付で暗号資産交換所「Zaif」を運営する株式会社Zaif（2023年11月1日付で株式会社カイカエクステンジの商号変更を実施 以下、「Zaif」といいます。）を傘下に擁する株式会社ZEDホールディングス（2023年11月1日付で株式会社カイカエクステンジホールディングスの商号変更を実施）の株式を当社が取得の上で経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）いたしました。なお、本経営統合の詳細につきましては、2023年9月21日付「株式会社カイカエクステンジホールディングスの株式取得（連結子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

本経営統合は、Web3ビジネスの根幹とされるトークノミクスのバリューチェーンを当社がワンストップで実現することを目指しております。具体的には、下記図で示す通り、「トークン企画/発行」の生産機能に、「IEO審査→プライマリー→セカンダリー」の販売機能が加わった垂直統合型モデルの実現であり、このユニークなポジショニングは当社のブロックチェーンサービス事業の競争優位性を高め、より一層収益力が高まることを見込んでおります。

参考図：Web3ビジネスのバリューチェーン



一方、暗号資産交換業者であるZaifは、資金決済法に基づく「認定資金決済事業者協会」である一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定める「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」第5条において、財務健全性指数<sup>\*4</sup>が100%を下回ることがないように当該指数を維持することが求められます。財務健全性指数は、固定化されていない自己資本の額、市場リスク相当額、取引先リスク相当額、基礎的リスク相当額の増減により変動しており、今後の自己資本の額や各リスク相当額の増減度合いによっては大きく低下する可能性があります。Zaifの2023年10月末現在の財務健全性指数は136.5%ですが、経営統合後のZaifの事業計画及び必要運転資金の試算によれば2024年1月もしくは2月に財務健全性指数は90～100%台まで低下し、この時点で200百万円程度の増資（①）が必要となります。その後、2024年7月もしくは8月に再び財務健全性指数は90～100%台に低下する見込みであり、この時点で再度200百万円程度の増資（①）が必要となります。加えて、2023年12月より取引所プラットフォーム刷新のシステム改修投資として毎月20百万円程度を拠出する（総計300百万円程度（②））ことにより、財務健全性維持のための追加増資343百万円（③）が必要になると試算しております（①②③の合計は1,043百万円）。このように、財務健全性指数の推移予測を踏まえ、Zaifの財務基盤の強化が必要であると考えております。なお、①～③の具体的な用途及び金額等の内訳は「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載しております。

以上のことを踏まえ、当社はブロックチェーンサービス事業のビジネスモデル強化のために経営統合したZaifの財務健全性維持を図りつつ、上記の一気に通貫したバリューチェーンの実現による収益力向上を目指すために、ブロックチェーンサービス事業の事業運転資金の確保が重要であると考え、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うにあたり、下記「（3）本新株予約権を選択した理由」に記載の通り、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、東海東京証券株式会社より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は行使コミットメント条項が付されており、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「（3）本新株予約権を選択した理由 【本新株予約権の特徴】および【他の資金調達方法との比較】」に記載の通り、本新株予約

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

権による資金調達方法あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

- ※1 トークノミクスとは、暗号資産の価値を持続的に向上させるための利活用方法や割り当て計画などの包括的な施策の企画及び実行を指します。
- ※2 Web3 とは、ブロックチェーン技術を基盤する分散型ネットワーク環境であり、プラットフォーム等の仲介者を介さず個人と個人がつながり、双方向でのデータ利用・分散管理を行うことが可能となることが期待されているデータ管理・流通の新たな在り方を指します。  
出典元：令和五年版 情報通信白書 第1部 1節より抜粋
- ※3 IEO とは、暗号資産交換業者を介して行われる資金調達の方法のことで、暗号資産交換業者が発行者の事業内容や調達した資金の用途などに対して審査を実施し、新規発行されたトークンの販売を行います。
- ※4 財務健全性指数が100%を割ることが即、業務停止等の問題発生に直結するというのではなく、規則上は遅滞なく、財務健全性指数を改善するために必要な措置を取るとともに、その内容を協会に説明できていれば問題はありませぬ。ただし、財務健全性指数に余裕をもつことで、市場環境の変化やサービス提供の方針に柔軟に対応し、積極的な新サービスの開発が可能となることから、Zaif では、お客様に安心して取引していただくために財務健全性指数120%以上を基準としております。

## (2) 本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を約2年（2023年12月1日から2025年11月28日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結いたします。

### <本新株予約権の行使の要請>

本買取契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権を割当予定先に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権のうち一定数を行使すべき旨を要請（以下「行使要請」といいます。）できる仕組みとなっております。割当予定先は、かかる要請を受けた場合、要請された数の本新株予約権を、20取引日の期間中に、①東証終値が下限行使価額の110%に相当する金額を下回った場合には当該行使要請の効力は失われる、②当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には要請された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットいたします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に要請できる本新株予約権の数には一定の限度があり、①当該行使要請に係る行使要請通知書を交付した日（以下「要請書交付日」といいます。）の前日までの20取引日間における当社普通株式の1日当たり出来高数の中央値に2を乗じて得られる株式数を割当株式数（別添の発行要項第8項第(1)号で定義される意味を有し、同項第(1)号但書により調整されます。以下同じです。）で除して得られる数、②要請書交付日の前日までの60取引日間における当社普通株式の1日当たり出来高数の中央値に2を乗じて得られる株式数を割当株式数で除して得られる数、③10,000個、④東証が本新株予約権の割当日時点に公表している直近の当社普通株式の東証における上場株式数の10%に相当する株式数を割当株式数で除して得られる数のいずれか少ない数を超えないように要請する必要があります。複数回の行使要請を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、東証終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合等一定の場合には当社は行使要請を行うことはできません。なお、当社は、行使要請を行った場合、又は行使要請がその効力を失った場合、その都度、東証を通じて適時開示を行います。

### <本新株予約権の行使の停止>

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社は、本新株予約権の全部又は一部につき、期間を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」といいます。）することができます。停止要請の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止要請をいつでも取り消すことができます。当社は、ブロックチェーンサービス事業の競争優位性を高め、より一層の収益力向上のためにはあらかじめ一定の資金を確保しておくことが必要と考えております。したがって、資金調達を優先する方針ではありますが、本新株予約権発行後の当社の資金需要や市場環境等を勘案して、停止要請を行う可能性があります。

また、当社は、停止要請を行った場合、又は停止要請を取り消した場合、その都度、東証を通じて適時開示を行います。

#### ＜割当予定先による本新株予約権の取得の請求＞

割当予定先は、割当日の翌取引日以降のいずれかの20連続取引日における東証終値がいずれも下限行使価額を下回った場合に、当該20連続取引日の最終取引日以降本新株予約権を行使することができる期間の末日の4取引日前まで（同日を含みます。）に当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権を払込金額と同額で買い取ることを請求することができます。かかる請求を受けた場合、当社は、速やかに（遅くとも3取引日以内に）かかる請求の対象となっている本新株予約権の全部を払込金額と同額で買い入れます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日時点において残存する本新株予約権がある場合には、当該本新株予約権の全部を、その払込金額と同額で取得します。

#### ＜本新株予約権の譲渡＞

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使要請、停止要請及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

### （3）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「（1）資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「（2）本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

#### 【本新株予約権の特徴】

##### ① 株価への影響の軽減が可能なこと

- ・ 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が 176 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%の水準）に設定されていること
- ・ 行使要請を行う際には、東証終値が下限行使価額の 120%以上である必要があり、また、上記「（2）本新株予約権の商品性」に記載のとおり、一度に行使要請可能な数量の範囲は行使要請直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

##### ② 希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 3,000,000 株（発行決議日現在の当社発行済株式総数 14,746,733 株の 20.34%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

動向等を勘案して停止要請を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができま

- ③ 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと
  - ・ 本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、行使要請や停止要請を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
  - ・ 本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

#### 【本新株予約権の留意事項】

本新株予約権には、主に、下記①乃至⑤に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ② 本新株予約権の下限行使価額は176円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ③ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する場合があります。

#### 【他の資金調達方法との比較】

##### ① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかは株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。

##### ② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

##### ③ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本買取契約により、当社は行使停止期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### ④ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の見込の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

#### ⑤その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

#### ⑥借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,068,600,000	25,000,000	1,043,600,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用8百万円、登録免許税を含む登記費用4百万円、株式事務費用6百万円、弁護士費用1百万円、その他事務費用5百万円（有価証券届出書作成費用、評価算定費用、及び株式等振替制度利用料等）の合計額であります。なお、本件のフィナンシャル・アドバイザーは株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション（東京都世田谷区北沢二丁目15番3号中村ビル3階、代表取締役 田原 弘之、以下「CCC」といいます。）です。CCCは、2021年の当社による第9回新株予約権案件のフィナンシャル・アドバイザーをお願いし、アドバイスをいただいた実績があります。CCCの報酬は、割当予定先紹介の成約対価は含まれておりませんが、本件に係る買取契約の締結時に3百万円、調達資金額が3億円、4億円を超えた時点でそれぞれ2百万円が発生します。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記差引手取概算額1,043百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① Zaiifの増資引受資金 (財務健全性指数の維持)	400	2024年1月～2024年2月 2024年7月～2024年8月
② Zaiifの増資引受資金 (改革投資)	300	2024年3月～2024年5月
③ Zaiifの増資引受資金 (財務健全性指数の維持)	343	2024年10月～2024年12月

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

合計	1,043	-
----	-------	---

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、金融機関等からの借入金及び追加での資金調達について検討して参ります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、当社の運転資金に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

#### Zaif の増資引受資金

当社が 2023 年 10 月 31 日付で経営統合を実施した暗号資産交換業者である Zaif（「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」をご参照ください。）は、資金決済法に基づく「認定資金決済事業者協会」である一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定める「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」第 5 条において、財務健全性指数が 100%を下回ることがないように当該指数を維持することが求められております。財務健全性指数は、固定化されていない自己資本の額、市場リスク相当額、取引先リスク相当額、基礎的リスク相当額（販売管理費が直接的影響）の増減により変動しており、今後の自己資本の額や各リスク相当額の増減度合いによっては大きく低下する可能性があります。Zaif の 2023 年 10 月末現在の財務健全性指数は 136.5%であります。Zaif では、お客様に安心して取引していただくために財務健全性指数 120%以上を基準としております。

なお、Zaif の経営改革における主要な事業戦略として、「収益の固定化」と「中長期的なインフラコストの削減」による早期黒字化を掲げております。本事業戦略を実現するためには、合計 300 百万円超のシステム改修（以下、改革投資といひます。）として毎月 20 百万円程度を拠出する必要がありますと当社は試算しております。本改革投資は、コスト削減と収益の安定化といった将来に渡る投資効果を獲得することを目的としているものの、改革投資コストとして資金が先行的に拠出され、財務健全性指数に対して一時的に負の影響をもたらします。一方、当社の試算によれば、上記の改革投資を一切実施せずに収益が現状水準を維持する計画の場合、財務健全性指数 120%を維持するためには 400 百万円程度（2024 年 1～2 月と 2024 年 7～8 月の 2 度実施 ①）の増資引受資金が必要となります。これに対して、300 百万円超の改革投資（②）を実施する場合、上述の 400 百万円（①）に加えて、財務健全性指数維持のために 343 百万円（③）の追加増資引受資金が必要となります。このように、Zaif が黒字化を目指し経営改革を実現するためには、本改革投資（②）と同時に財務健全性指数を維持する資金（①③）が求められ、2024 年 1 月から 2024 年 12 月のおよそ 1 年間で総額 1,043 百万円相当の資金を Zaif の増資引受資金として準備する必要があると考えております。

財務健全性指数が 100%を割ることが即、業務停止等の問題発生に直結するというのではなく、規則上は遅滞なく、財務健全性指数を改善するために必要な措置を取るとともに、その内容を協会に説明できていれば問題はありません。ただし、財務健全性指数に余裕をもつことで、市場環境の変化やサービス提供の方針に柔軟に対応し、積極的な新サービスの開発が可能となります。このようなリスクを回避し、財務健全性指数を維持し、当社のブロックチェーンサービス事業のビジネスモデル強化に貢献することを目的として、Zaif の増資引受資金 1,043 百万円を本調達資金から充当する予定です。

なお、調達資金の使途を変更する予定は現時点ではありませんが、変更時は速やかに開示いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口 真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、評価基準日（2023年11月13日）の市場環境を考慮の上で、権利行使期間（2023年12月1日から2025年11月28日）、権利行使価格（東証における当社普通株式の普通取引の2023年11月13日終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）とした。）、当社株式の株価（352円）、株価変動率（78.30%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（0.105%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使要請を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限りません。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を20営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金420円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- （i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ii）ブルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （iii）当社取締役がそのようなブルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （iv）ブルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査等委員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- （v）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （vi）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大3,000,000株（議決権30,000個相当）で

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

あり、2023年10月31日現在の当社発行済株式総数14,746,733株（総議決権数147,091個）に対し最大20.34%（当社議決権総数に対し最大20.40%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数3,000,000株に対し、当社株式の過去3年における1日当たり平均出来高は851,834株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	東海東京証券株式会社		
② 所 在 地	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北川 尚子		
④ 事 業 内 容	金融商品取引業		
⑤ 資 本 金	6,000百万円		
⑥ 設 立 年 月 日	2008年10月8日		
⑦ 発行済株式総数	120,000株（2023年3月31日現在）		
⑧ 決 算 期	3月31日		
⑨ 従 業 員 数	2,281人（2023年3月31日現在）		
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫ 大株主及び持株比率	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 100%		
⑬ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）	（百万円）		
決 算 期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
純 資 産	94,699	95,908	110,997
総 資 産	1,285,184	1,426,146	923,473
1株当たり純資産（円）	789,164.84	799,241.13	924,979.80
営 業 収 益	59,950	64,655	63,178
営 業 利 益	5,850	8,781	2,734
経 常 利 益	6,186	8,924	3,001
当 期 純 利 益	4,207	5,949	2,104
1株当たり純利益（円）	35,065.28	49,576.30	17,537.76
1株当たり配当額（円）	67,500	29,000	66,000

(注) 1. 金銭以外の配当（現物配当）を行っておりますが、当該現物配当に係る1株当たり配当額を除いた金額を記載しております。

2. 割当予定先は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であるため、株式会社東京証券取引所に

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、①上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達のための目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、②株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が①当社の主幹事証券として当社と良好な関係を築いてきており、従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行って当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である東海東京証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、当社取締役会の承認を以て本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する株式の保有方針の確認、本買取契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。譲渡承認が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。また、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使（下記（7）その他<割当予定先による行使制限措置>①に定義します。）を割当予定先に行わせないことを合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である東海東京証券株式会社の2023年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：107,645百万円、流動資産計：911,135百万円）を保有していることを確認しております。また、割当予定先である東海東京証券株式会社の完全親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2024年3月期第2四半期決算短信に含まれる貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：110,642百万円、流動資産計：1,235,936百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役社長の伊藤大介及び当社取締役の岩野裕一並びに当社株主の鈴木伸氏より、当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) ロックアップ

当社は、本買取契約において、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日又は本新株予約権が

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られない。以下同じ。）の発行又は処分（但し、①ストックオプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、②譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、③本買取契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、④会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の普通株式を交付する場合、⑤吸収分割、株式交換、株式交付又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合、⑥単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の普通株式を交付する場合を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。また、当社は、本買取契約において、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせない旨を合意する予定です。

#### (7) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

- ① 当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前（2023年10月31日現在）	
菅原 源一郎	5.33%
吉田 昌勇	2.45%
田原 弘貴	2.14%
株式会社SBI証券	2.04%
J Pモルガン証券株式会社	1.93%
三瀬 修平	1.72%
小林 勝人	1.05%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	0.79%
I T O K O S U K E	0.77%
鈴木 伸	0.60%

(注) 1. 割当予定先の東海東京証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していない

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

め、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 持株比率は2023年10月31日現在における発行済株式（自己株式を除きます。）総数に対する保有株式数の割合を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 当社は、上記のほか自己株式28,679株（2023年10月31日現在）を保有しております。

#### 8. 今後の見通し

今回の調達資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。2024年10月期の当社の業績に与える影響については判明次第、適切に開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
売上高	1,859,614	1,621,924	1,616,968
営業利益又は営業損失（△）	34,872	△134,697	199,635
経常利益又は経常損失（△）	40,240	△114,387	193,510
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	154,940	△362,697	619,019
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	38.97	△49.72	48.54
1株当たり配当額（円）	7.0	—	—
1株当たり純資産額（円）	386.35	381.93	395.48

（単位：千円。特記しているものを除く。）

##### (2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（2023年10月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	14,746,733株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	235,000株	1.59%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

##### (3) 最近の株価の状況

###### ①最近3年間の状況

	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

始 値	615円	359円	556円
高 値	841円	775円	650円
安 値	336円	270円	262円
終 値	355円	554円	424円

②最近6ヶ月間の状況

	2023年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	387円	327円	324円	303円	304円	412円
高 値	410円	347円	338円	358円	504円	415円
安 値	306円	299円	277円	262円	302円	341円
終 値	324円	324円	306円	301円	424円	352円

(注) 2023年11月の株価については、2023年11月13日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2023年11月13日現在
始 値	355円
高 値	374円
安 値	352円
終 値	352円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第9回新株予約権（停止要請条項付）の発行

割 当 日	2021年8月30日
発 行 新 株 予 約 権	18,600個
発 行 価 額	1個につき692円
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 金 額 )	759,585,200円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式総数	普通株式 7,491,036株
当該募集による発行株式数	普通株式 1,860,000株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	普通株式 1,860,000株
割 当 先	WCP/I 投資事業組合
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 額 )	588百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 暗号資産投資資金（2021年9月から2022年10月まで）
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	全額充当いたしました。

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

**株式会社クシム**  
**第 11 回新株予約権**  
**発 行 要 項**

1. 本新株予約権の名称  
株式会社クシム第 11 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の総数  
30,000 個
3. 各本新株予約権の払込金額  
420 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 4.20 円)
4. 申込期間  
2023 年 11 月 30 日
5. 割当日  
2023 年 11 月 30 日
6. 払込期日  
2023 年 11 月 30 日
7. 募集の方法  
第三者割当の方法により、東海東京証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,000,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合 (以下「株式分割等」と総称する。) を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。  
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
  - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合 (但し、株式分割等を原因とする場合を除く。) には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、当初 352 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整される。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 176 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわら

ず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
  - (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
    - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
    - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
  - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
 

2023年12月1日から2025年11月28日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第22項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
  13. その他の本新株予約権の行使の条件
 

各本新株予約権の一部行使はできない。
  14. 本新株予約権の取得
    - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社

を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2) 当社は、2025年11月28日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
  - (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本発行要項及び割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金420円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、352円とした。
19. 行使請求受付場所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行業務部
20. 払込取扱場所
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
- 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)
- 東京都中央区日本橋兜町7番1号
23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上